

盛岡保健所長告示第 33 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 3 項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成 19 年 10 月 2 日

盛岡保健所長 鈴木 俊彦

介護予防訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0360190144	株式会社コムスン訪問看護ステーション 盛岡南	盛岡市南仙北一丁目 18 番 6 号	平成 19 年 9 月 30 日